

会議記録（1）

会議名称	平成27年度 第3回北本市国民健康保険運営協議会
開会及び 開会日時	平成28年 2月15日（月） 午後1時30分から午後2時45分
開催場所	北本市役所 会議室3-F
議長氏名	会長 大熊 利之
出席 委員（者） 氏名	前野 善彦、馬場 義雄、田村 恵司、金田 栄三、荻野 義信、 若山 銀一郎、鈴木 義信、関口 明、岡田 泰子、大熊 利之、 今井 定好
欠席 委員（者） 氏名	山田 憲次、佐藤 道子、小室 隆、中村 哲哉
説明者の 職員氏名	保険年金課長 矢口 英夫 保険年金課主幹 横森 正昭
事務局 職員氏名	保健福祉部長 加藤 功 保険年金課長 矢口 英夫 保険年金課主幹 横森 正昭
会議次第	<p>1 開会 2 諮問 3 あいさつ 4 議事録署名委員の選出 5 議事 (1) 平成28年度北本市国民健康保険特別会計予算（案）について (2) 平成27年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案） について 6 その他 7 閉会</p>
配付資料	<p>会議次第 資料1 平成28年度北本市国民健康保険特別会計予算（案）の概要について 資料1-1 平成28年度北本市国民健康保険特別会計予算（案） 資料2 平成27年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)の概要 について 資料2-1 平成27年度北本市特別会計補正予算及び補正予算に関する説明書（案） 参考資料 国保保険料の賦課・徴収の基本的仕組み・納付金・標準保険料率の算定 ルール</p>

会 議 記 錄 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>1 開 会 本日の会議は、委員15名中、出席者11名、欠席者4名です。北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件の過半数を超える委員のご出席をいただいておりますので本会議は成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>2 質 問 加藤保健福祉部長</p> <p>3 あいさつ 会 長 大熊 利之 氏 (一略一)</p> <p>4 議事録署名委員の選出 署名委員 鈴木 義信 氏 関口 明 氏</p>
事 務 局	<p>5 議 事 では、北本市国民健康保険に関する規則第4条の規定により、議長を大熊会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。 始めに、(1) 平成28年度北本市国民健康保険特別会計予算(案)について事務局より説明願います。</p>
事 務 局	一資料1、1-1を示して説明一 (一略一)
議 長	ただいまの説明について質問がありましたら、挙手のうえ発言をお願いします。
委 員	平成27年度当初予算と比較して、4億5,650万円の減となっている一因が、被保険者数の減のことですが、被保険者数が減っている理由は何ですか。北本市の人口が減っていることが関係しているのでしょうか。社会保険加入者が増えているということでしょうか。
事 務 局	平成23年度から、年々被保険者数が減少している状況です。国保から後期高齢者医療制度へ移行する人数が多くなっていることが要因です。また、今年10月から、短時間労働者に対する被用者保険の適用が拡大されることとなっており、国保の被保険者数のさらなる減少も想定されます。
委 員	国保の被保険者数が減少して予算も減少という厳しい状況の中で、予算作成に苦労があったと思いますが、その中で、重点を置いた点は何ですか。
事 務 局	第8款 第1項 保健事業費の委託料として、データヘルス計画策定委託料を計上しています。データヘルス計画とは、レセプトや健診情報等のデ

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
	<p>ータ分析に基づいて、保健事業をP D C Aサイクルで効果的・効率的に実施するための事業計画です。データ分析により、北本市の国保被保険者の健康状況にどのような特徴があるのかを知ることで、課題や対策を見つけ、北本市の状況に応じた効率的・効果的な疾病予防、重症化予防等の保健事業を実施し、被保険者の健康増進、医療費の適正化を図るもので。平成30年度から34年度の5年間を期間とした第3期特定健康診査等実施計画の策定を予定しています。データヘルス計画に特定健康診査等実施計画も含めて、平成30年度から34年度の5年間を期間とした計画策定を考えており、平成28年度中にデータ分析を行う予定です。</p> <p>また、同じく保健事業費の負担金として、糖尿病性腎症重症化予防共同事業負担金を計上しています。人工透析治療に要する医療費は、年間約500万円と高額となることから、人工透析へ移行させないまたは移行を遅らせるよう生活指導を行う事業です。県が主導して行っているこの共同事業に、北本市は平成27年度から参加しましたが、平成28年度も継続して事業を行っていきたいと考えております。</p>
委員	どのようにデータ分析をするのですか。北本市の特徴を見つけるためには、他市のデータと比較する必要があると思いますが、そのデータはどのように用意するのですか。
事務局	国保連の保有するデータを活用して分析します。県平均や近隣自治体のデータと比較できればと考えていますが、今後、国保連と調整が必要です。
委員	歳入において高額医療費共同事業交付金が減っていますが、北本市の1件80万円を超える医療費が少なかったと考えてよいですか。
事務局	高額医療費共同事業は、高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和するために、1件80万円を超える医療費について、県内の市町村国保が拠出金を出し合う共同事業で、国保連が主体となり実施している事業です。1件80万円を超える医療費について、市町村は、支払った医療費の実績に応じて国保連に拠出金を納め、国保連は拠出金を財源に、80万円を超える医療費が発生した市町村に対し、国が定めた算出式により算定された交付金を交付するものです。北本市は、他の市町村と比較して、80万円を超える医療費が少なかったと考えられます。
委員	80万円を超える医療費が少なかったことは良いことです。減額となって、厳しい状況となる部分はありますか。
事務局	高額医療費共同事業と同様に、国保連が主体となって実施している保険財政共同安定化事業について、交付金が大きく減っています。この事業は、県内の市町村国保の財政安定化を図るために、すべての医療費の80万円までの部分の額について、県内の市町村国保が拠出金を出し合う共同事業です。すべての医療費の80万円までの部分の額について、市町村は支払った医療費の実績、被保険者数及び所得に応じ国保連に拠出金を納め、国保連は拠出金を財源に、実際に発生した医療費に応じて、市町村に対して

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
	国が定めた算出式により算定した交付金を交付するものです。この交付金が、平成27年度、大きく減っている状況で、一般会計から繰入れしなければならないため、厳しい状況にあります。
委員	国保税の未納はありますか。国保税の未納が長期間となった場合に被保険者証を返還させることはありますか。
事務局	予算書の歳入第1款第1項国民健康保険税第1目、第2目、各目の第4節から第6節の滞納繰越分が、前年度までの国保税の未納分に該当する部分です。被保険者証については、過年度の国保税を本税70万円以上かつ16期以上滞納している世帯には、通常の被保険者証よりも有効期限が短い短期証を交付しています。通常の被保険者証の有効期限は1年ですが、短期証は6か月となっており、原則として、納税課にて納税相談を実施した後に保険年金課の窓口で交付します。
議長	他に質問はありますか。 ないようですので、次の議題に移ります。（2）平成27年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について事務局より説明願います。
事務局	一資料2、2-1を示して説明—（一略—）
議長	ただいまの説明について質問がありましたら、挙手のうえ発言をお願いします。
委員	補正予算額が約1億4,000万円というのは、大きい金額であると感じます。 共同事業交付金は、約1億5,000万円と補正額が大きいですが、その原因は何ですか。
事務局	9月の補正では、前年度分の精算という部分で、国庫支出金や療養給付費交付金の返納による1億円程度の補正はありますが、補正額1億4,000万円というのは、これまでにあまり例がないと思います。 共同事業交付金については、国保連が過去3年間の実績及び伸び率等から翌年度の見込額を算出し、その額を基に予算を計上していますが、医療費が伸びなかつたことが原因と推測されます。
委員	一般会計繰入金が補正増、平成28年度予算においても平成27年度当初予算と比較して一般会計繰入金が増えています。市の財政運営への影響が懸念されますが何か対策は講じていますか。
事務局	法改正により、平成30年度から、県が国保の財政運営の責任主体となることが決まっています。県が各市町村の医療費水準、所得水準や前期高齢者の割合を考慮して、各市町村が納付する国民健康保険事業費納付金の額を決定し、示されます。今年の10月から、県で納付金の試算が始まる

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	予定で、現時点では、どの程度の金額が提示されるか予測がつきませんが、医療費の抑制を図るとともに、県から示された納付金額に見合った税体系、4方式のままで良いのか、2方式へ移行するのか、税率をどうするのかといったことを検討しなければならないと考えています。
委 員	国保税の予算は、1世帯あたりの保険税をいくらとして積算しているのですか。
事 務 局	国保税については、過去3年間の実績及び伸び率から積算しています。北本市の1人あたりの国保税調定額は、県内では低い状況にあります。税率を上げれば、調定額は上がりますが、税率をどの程度上げれば良いのか、低所得者層の国保加入者も多く、急激な負担増とならないよう配慮しながら慎重に検討しなければなりません。
委 員	北本市の国保加入者の平均所得が他の市町村と比較してどのような状況であるのかを把握したうえで、北本市の国保税が高いのか、低いのかを判断しなければ、一般会計からの繰入金額が、今後ますます増えていくことになると思います。
議 長	他に質問はございませんか。 ないようですので、議事については以上です。議題について、原案のとおり異議のない旨答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。
委 員	「はい」と言う声あり。
議 長	では、異議のない旨答申します。これにて審議を終了し、議長の職を解かせていただきます。
6 その他	
事 務 局	平成30年度施行の国保制度改革における国保事業納付金・標準保険料率の算定方法について参考資料を示して説明一（一略一）
事 務 局	平成28年度税制改正の大綱の概要についてですが、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を現行26万円から26万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減所得判定の算定において被保険者の数に乘すべき金額を現行47万円から48万円に引き上げ、また、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行17万円から19万円に引き上げとなっています。北本市の場合、課税限度額はその都度引き上げているわけではないため、軽減対象の拡大のみ改正する予定です。改正地方税法は、例年3月末に公布されており、3月議会に間に合わないため、専決処分という形ですすめることなると思います。

会議記録(2)

発言者	発言内容・決定事項
事務局	7 閉会 閉会のあいさつを副会長からお願ひいたします。
副会長	以上をもちまして、平成27年度第3回北本市国民健康保険運営協議会を終了いたします。

議事の概要を記載し、その相違なきを証するためにここに署名する。

平成28年3月30日

会長 大熊利之
 署名委員 伊木義信
 署名委員 関口明